

CO2 排出量の見える化支援業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

CO2 排出量の見える化支援業務

(2) 業務の目的

近年、地球温暖化による自然災害リスクの増加等の懸念が高まる中、令和5年5月に開催されたG7広島サミットにおいては、2050年までのカーボンニュートラルの重要性が改めて確認された。本県においても、令和5年3月に「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げ、あらゆる部門において取組を加速することとしている。

広島県におけるCO2排出状況は、産業部門からの排出量が県全体の約7割と最も大きな割合を占めており、排出削減に向けた対策が急務となっている。加えて、人的資源等が限られている中小企業においては、自主的な取組みの遅れも懸念されている。

また、現状、中小企業において、気候変動の問題を、優先度の高い重要な社会課題と捉えている一方で、約9割は、自社の温室効果ガス排出量を算定できておらず、排出量削減に向けた具体的な取組みが進まない原因となっていると考えられる。

そのため、県内中小企業のCO2排出量の現状把握を支援し、課題の認識や削減ターゲットの特定につなげることが必要である。

本業務では、県内中小企業のCO2排出量の可視化、排出状況に基づく傾向分析、分析結果を踏まえた具体的対応策の提案までを一気通貫で支援することにより、事業者自ら排出量削減に向けた行動を促すことを目的としている。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」とおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年3月13日（水）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年3月15日（金）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年3月21日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は、代表法人のみ）に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県環境県民局環境政策課

② 提案書提出期限

令和6年3月26日（火）午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション

- ① 実施場所 オンライン
 - ② 実施日時 令和6年3月28日（木）
オンライン会議URL及び時間については別途プロポーザル参加者に通知する。
 - ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
ただし、オンライン入室は3名までとする。
 - ④ 内容 企画提案者によるプレゼンテーション
1提案者当たりの説明時間は10分以内とし、質疑応答10分とする。（予定）
 - ⑤ その他 参加者が4社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書【別記様式第1号】、法人概要【別記様式第2号】及び電子データの保存等に関する申出書【別記様式第7号】を提出すること。
グループで参加する場合は、グループ構成書【別記様式第3号】及び委任状【別記様式第4号】をあわせて提出すること。
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。）又は電子メールとする。
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【別記様式第5号】により、電子メールにより提出すること。
〈送付先アドレス〉 kankansei@pref.hiroshima.lg.jp
件名を「CO2排出量の見える化支援業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県環境県民局環境政策課）へ電話により着信の確認を行うこと。
〈電話番号〉 082-513-2912
ただし、軽微な質問については、電話又はメールでも受け付け口頭で回答する。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局環境政策課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和6年4月2日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和6年4月3日（水）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、受託事業者が希望する場合には、概算払いを認める。
詳細は別途協議する。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募

型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
- ② 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願【別記様式第6号】を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。
- ③ 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- ④ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。(グループの場合は、代表法人と契約を締結する。)

また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書(案)

(3) 企画提案仕様書

(4) 企画提案書作成要領

(5) 評価基準

(6) 様式類

【別記様式第1号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【別記様式第2号】法人概要

【別記様式第3号】グループ構成書

【別記様式第4号】委任状

【別記様式第5号】仕様書等に対する質問書

【別記様式第6号】取下願

【別記様式第7号】電子データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県環境県民局環境政策課 担当 木谷

電話 082-513-2912 (ダイヤルイン)

メールアドレス kankansei@pref.hiroshima.lg.jp